



市 章

大津市公報

平 成 28 年 2 月 1 日
号 外 (第 11 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次	
○ 規 則	
5 大津市契約規則の一部を改正する規則	1

規 則

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 2 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 5 号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則（昭和40年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第21条の 2 中「第37号」を「第38号」に改め、第37号を第38号とし、第36号を第37号とし、第35号の次に次の 1 号を加える。

(36) 市議会の会議等のインターネット中継及び配信等に関する業務

第21条の 3 第 1 項中「5 年」を「当該借入に係る物品の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）に100分の120を乗じて得た年数（当該年数に1年未満の端数を生じたときはこれを1年に切り上げるものとし、当該年数が5年に満たないときは5年とする。）」に改め、同条第 2 項中「5 年」の次に「（第 1 号に掲げる役務の提供を受ける契約にあつては、その運用又は保守管理に係る物品の賃貸借期間の年数）」を加え、同条第 3 項中「前条第36号及び第37号」を「前条第37号及び第38号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。